

富山市農業委員会

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成31年2月4日策定
令和3年10月4日改正

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置付けられた。

富山市においては、平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や農業経営形態が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、農地の利用最適化に向けた対策の強化を図ることが求められている。

本市の中山間地域においては、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生拡大防止に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

このことから、それぞれの地域の特徴を活かし、活力ある農業・農村を築くため、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地域ごとの活動を通じて一体的に「農地等の利用の最適化」に取り組んでいき、富山市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を第2のとおり定める。

なお、この指針は最終目標を「富山市農業・農村振興計画」の目標値とし、農業委員及び推進委員の改選期ごとに検証・見直しを行うこととする。

第2 具体的目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

| | 管内の農地面積 (A) | 遊休農地面積 (B) | 遊休農地の割合 (B/A) |
|--------------------|----------------|---------------|------------------|
| 現 状 (令和3年3月) | 13,141.5 ha | 41.5 ha | 0.3 % |
| 3年後の目標 (令和6年3月) | 13,141.5 ha | 41.5 ha | 0.3 % |
| 目 標 (令和9年3月) | 13,141.5 ha | 41.5 ha | 0.3 % |

※管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と遊休農地面積の合計

※遊休農地面積は、令和2年度利用状況調査実施状況報告の数値

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 発生防止は、農地パトロールの徹底

農業委員及び推進委員が担当ブロック内のパトロールを徹底し、新たな遊休農地の発生防止を図る。

イ 農地の有効活用の推進

利用状況調査により、将来遊休化が危惧される保全管理地（不作付地）を把握するとともに、所有者への働きかけのほか、農地中間管理機構への貸付けや新規就農者への農地あっせん等、農業委員、推進委員が連携して農地の有効活用を図る。

ウ 非農地判断について

再生困難な農地については、現況に応じて速やかに、「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確にする。

2. 担い手への農地の利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

| | 管内の経営耕地面積 (A) | 集積面積 (B) | 集積率 (B/A×100) |
|--------------------|------------------|-------------|------------------|
| 現 状 (令和3年3月) | 10,477 ha | 6,490 ha | 61.9 % |
| 3年後の目標 (令和6年3月) | 10,477 ha | 6,915 ha | 66.0 % |
| 目 標 (令和9年3月) | 10,477 ha | 7,334 ha | 70.0 % |

※管内の経営耕地面積は、農林業センサス2020の数値

※集積面積は、富山市農業再生協議会が集計している数値で、担い手が利用権を設定、
又は、農作業受託等で農業経営している水田面積

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 水田面積に占める担い手の経営面積の割合を高める。

イ 「人・農地プラン」を活用し、担い手への農地集約を進める。

ウ 農地の大区画化や汎用化を進め、担い手への集積・集約化を促す。

エ 農地の受け手となる集落営農組織等の経営体の法人化を進める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

| | 平成 27 年度からの新規参入者数 |
|-------------------------|-------------------|
| 現 状 (令和 3 年 3 月) | 95 経営体 |
| 3 年後の目標 (令和 6 年 3 月) | 122 経営体 |
| 目 標 (令和 9 年 3 月) | 150 経営体 |

※富山市農業・農村振興計画の目標値

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 市、農協等と連携し、情報の収集に努め、新規就農（参入）に繋げていく。

イ 新規参入者の経営を早期に安定させるため、フォローアップに努める。